

論点の整理

1. 前払式支払手段

サーバ型の前払式支払手段に関する利用者保護等

- ◆ 発行者があらかじめ利用者から資金を受け取り、財・サービスを受ける際の支払手段として、前払式支払手段が発行される場合、紙・ICチップ等の有体物にその価値が記録されるもの（紙型・IC型前払式支払手段）については、前払式証券の規制等に関する法律（前払式証券規制法）による規制がある。
- ◆ 同法では、未使用発行残高の2分の1以上の金額について、供託又は金融機関等の保証が必要（供託等の義務）とされ、これによって資産保全が図られている。また、証券等への一定事項の表示義務等が発行者に課せられている。
- ◆ 利用者が保有する物には価値が記録されておらず、たとえばサーバに価値が記録され、通信回線を介してサーバにアクセスし、利用するもの（サーバ型前払式支払手段）については同法の適用がない。

同じ前払式支払手段であっても、金額の記録（価値の保存）の仕方の違いにより規制が異なることについて、どう考えるか。

- ・ 前払式支払手段の形態によって規制が異なることは、利用者保護の観点から問題はないか。
- ・ 規制が異なることにより事業者間のイコール・フットイングが図られず、経済活動にバイアスが生じるおそれはないか。
- ・ サーバ型前払式支払手段を、現行の紙型・IC型前払式支払手段と同様に扱う制度整備を図ることについて、どう考えるか。

前払式支払手段の換金・返金

- ◆ 前払式支払手段の換金・返金については、前払式証券規制法には規定がなく、換金・返金した場合、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）によって禁止される「預り金」に該当する疑義がある。

前払式支払手段の換金・返金と「預り金」との関係について、どう考えるか。

- ・ 出資法が想定している「預り金」とならない範囲において換金・返金を認める余地はどの程度あるか。

前払式支払手段の換金・返金が自由に行われる場合、要求払預金と類似すると考えられるか。信用創造機能を有することはあるか。

- ・ 前払式支払手段について、銀行口座と同様の形で貸付に利用されることがどの程度あると考えられるか。

◆ 前払式支払手段を利用しなくなった場合に換金・返金が行われることは、利用者にとって利便性がある。EUにおいては電子的な第三者型の前払式支払手段については電子マネーとして整理され、換金・返金が義務づけられている。

前払式支払手段の換金・返金の義務づけについて、どう考えるか。

- ・ 一般的な換金・返金を義務づけることは、前払式支払手段の性格を変えることとならないか。
- ・ 事業者が事業を廃止する場合等には、換金・返金を義務づけることは適当と考えられるか。
- ・ 事業者の選択（任意）により換金・返金を可能とすることについて、どう考えるか。

◆ 現在、第三者型の前払式支払手段については、資金移動機能を有すると考えられ、自家型のものに比べより強い規制となっている。米国においては、電子的な第三者型の前払式支払手段は送金業と整理されている。

前払式支払手段の換金・返金と資金移動機能の関係について、どう考えるか。

- ・ 前払式支払手段の換金・返金が自由に行われる場合には、自家型、第三者型を問わず、前払式支払手段を用いて実質的に為替取引を行うことが可能とならないか。

次のように考えることについて、どうか。

- ・ 事業の廃止等の場合を除き、前払式支払手段の換金・返金を禁止する。
- ・ 為替取引としての利用に結びつかない方法であれば、換金・返金を行うことが可能であることを明らかにする。その方法として、たとえば、一定期間中の発行総額に対する一定割合まで換金・返金が可能であることとする。

利用可能額（額面金額）が大口である前払式支払手段

- ◆ 現在、前払式支払手段について、その利用可能額（額面金額）の大小にかかわらず同じ取扱いとなっている。
- ◆ たとえば、資産の保全について、利用可能額の大小にかかわらず未使用発行残高の2分の1の供託等の義務がある。

大口の前払式支払手段について、小口のものと別取扱いをすることについて、どう考えるか。

- 大口の前払式支払手段については、事業者が破綻した場合の利用者保護の必要性や資金移動機能が高いと考えることはできるか。
- 大口の前払式支払手段については、通常、利用が少ないと考えられることから、利用者の自己責任を求め、保護の程度は高くないと考えることはできるか。
- 小口のものを複数まとめて利用する場合を考慮すれば、大口、小口の区分の意味は少ないと考えることはできるか。

仮に、大口の前払式支払手段について小口のものと別取扱いをする場合、具体的にどのような取扱いの差を設けることが考えられるか。

- たとえば、現在は未使用発行残高の2分の1とされている供託比率の引上げや、換金・返金の制限が考えられるが、どうか。

仮に区分する場合、大口、小口の区分額について、どう考えるか。

- たとえば、数万円程度とすべきとの考え方や、より高い金額とすべきとの考え方があるが、どうか。

その他の利用者保護等の仕組み

- ◆ 現行の前払式証券規制法において、自家型の前払式支払手段は届出制、第三者型の前払式支払手段は登録制とされている。業務改善命令等は第三者型のものに対してのみ行うことができるとされている。

現行の前払式証券規制法の枠組みについて、どう考えるか。

- 自家型のもものは届出制、第三者型のもものは登録制とされているが、このような枠組みについて問題はああるか。
- 現在、前払式支払手段の発行を取り止めた場合の供託金額の取戻し手続等が明確でない、IC型・サーバ型のものについて事業者が破綻した場合に、保全された資金（発行保証金）を利用者に分配する還付手続が十分でない（たとえば記録の読取りが財務局でできない等）、事業者が前払式支払手段に係る事業の一部を譲渡する場合の手続が明確でない等の指摘がある。これらについて所要の規定の整備を図ることについて、どう考えるか。
- 事業者が破綻し、発行保証金を利用者に分配する還付手続がとられる場合、

還付（配当）の割合が低いケースは自家型の前払式支払手段に多いとの指摘がある。自家型のものに対する監督規定の整備を行うことについて、どう考えるか。

- ・ 現行の枠組みで改善すべき点として、どのようなものがあるか。

◆ 現在、供託等の義務は、半期毎に計算された金額に基づき行うこととされている。

事業者が破綻直前に大量の前払式支払手段を発行するケースがある。この場合、直近の期末には未使用発行残高の2分の1が保全されているとしても、実際の破綻の際には、未使用発行残高の2分の1が保全されないこととなる。供託等の義務に係る現行の計算期間について、どう考えるか。

- ・ 計算期間を短縮すれば利用者保護に資するが、他方、事業者の事務負担が増加し、前払式支払手段の発行の減少やサービス内容の低下につながるおそれがあると考えられるか。

2. ポイント・サービス

ポイント・サービスに関する利用者保護等

- ◆ ポイントには、財・サービスの販売金額の一定割合に応じて発行されるものや、来場や利用ごとに一定額が発行されるものなど多種多様なものがある。
- ◆ また、ポイントを利用して、景品への交換、商品の割引購入、前払式支払手段や現金・預金債権の取得など、ポイントの利用によって受けられる財・サービスも多種多様である。さらに、他のポイントへの交換を行うサービスも提供されている。
- ◆ ポイントが電子的に発行・管理されることで、景品への交換に止まらず、支払手段として利用される機会が増えている。
- ◆ ポイント・サービスに関する会計処理は区々である。たとえば、国際会計基準では、顧客が購入した財・サービスに付随して将来的に費用が生じ得るものとして将来の使用に備えた引当金を積む処理ではなく、顧客が購入した財・サービスとは別に、財・サービスの販売であるが将来に提供するものとして前受金の処理が行われることとされている。

ポイントの支払手段としての機能について、どう考えるか。

- ・ ポイントは、現時点で、支払手段としてどの程度の役割を果たしていると考えられるか。
- ・ ポイントは顧客囲い込み等の目的のために発行されるとの指摘がある。ポイントに流通性・汎用性が与えられ、支払手段として広く利用される可能性について、どう考えるか。
- ・ 将来、ポイントがより広範に支払手段として利用される状況に備えた対応の必要性について、どう考えるか。

金融の観点から、ポイント・サービスの利用者保護、制度整備の必要性について、どう考えるか。

- ・ 現状では、ポイントは、基本的に、景品・おまけとして無償で発行されていると考えられるか。
- ・ 顧客は、基本的に、景品・おまけとして無償で得たものであるため、その保護の必要性は低いと考えられるか。
- ・ ポイントを得る顧客の側では、ポイントの利用を考慮して商品等の購入について判断しているとも考えられる。予期に反しポイントの利用に制限等

がある場合、利用者保護に欠けると考えられるか。

- ・ 会計基準に則った会計処理が適切に行われる必要性について、どう考えるか。
- ・ ポイントの支払手段としての機能を保護する必要性について、どう考えるか。

ポイント交換の取扱い

- ◆ 通常無償で交付されているポイントA、Bについて、Aを保有する者が、Aの発行者に対し、Bの発行（Bへの交換）を求めることができるサービス（ポイント交換）がある。

無償で発行されたポイントAが、ポイントBに交換される場合、無償で得たAを用いてBを入手したのだから、Bも無償で発行されているとする考え方があり。他方、無償で発行されたものであっても、Aには一定の価値があると考えられ、Aの保有者は、その価値（A）を手放してBを得ている（Bは、Aの提供を受けて発行される）とする考え方があり。また、Bは利用者から現金を受けておらず対価を受けていないとする考え方もあり。ポイント交換について、どう考えるか。なお、現在、前払式証票規制法では、利用者・事業者からを問わず、対価を得て発行されるものを前払式証票と規定している。

- ・ ポイントBは対価を得て発行されており、また、利用者との関係でも一定の価値があるAの代わりに発行されている。ポイントと称されても、前払式支払手段に当たると整理されないと考えられないか。

ポイントBが通常無償で発行されている場合に、さらにポイント交換に応じて発行されることを前払式支払手段に当たると整理することを、どう考えるか。

- ・ 対価を得て発行されているかどうかは、発行の場面ごとに判断されるのではなく、同じ種類の前払式支払手段について、一定期間における発行総額に対し対価を得て発行された額の割合を考慮して判断されると考えられるか。
- ・ 通常無償で発行されているポイントが、利用者から対価を得て発行される場合があっても、一定期間における発行総額に対する対価の割合が低ければポイントとしての性格は変わらないと考えられるか。